

福井労働局・ハローワーク公式 LINE 運用方針（第一版）

1. 目的

本方針は、福井労働局職業安定部及び福井労働局が管轄する公共職業安定所の LINE 公式アカウントの運用に関する事項について定める。

2. 基本方針

(1) アカウントは下表のとおり開設することとし、これらを総称して「福井労働局・ハローワーク公式 LINE」という。

	アカウント名 アドレス	ID	QRコード	投稿者※1
LINE 公式 アカウント	ハローワーク福井 G	@515zmyfw		福井労働局職業 安定部 ハローワーク福井 ハローワーク大野 ハローワーク三国
	ハローワーク武生 G	@847gumav		福井労働局職業 安定部 ハローワーク武生 ハローワーク敦賀 ハローワーク小浜

※1 アカウント名以外の各ハローワークからの投稿に際しては、投稿者となるハローワーク名を明示します。

(2) 福井労働局・ハローワーク公式 LINE は、福井労働局職業安定部及び公共職業安定所のハローワークトレーニング、セミナーや面接会等の情報等を発信することで、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。なお、福井労働局・ハローワーク公式 LINE は、専ら情報発信を行うものとし、投稿は受け付けない。意見・問い合わせは、福井労働局ホームページの「労働局へのご意見 (<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou18/fukui-roudoukyoku-goiken>)」において受け付ける。

3. 免責事項

(1) 福井労働局・ハローワーク公式 LINE の掲載情報の正確性には万全を期すが、利用者が福井労働局・ハローワーク公式 LINE の情報を用いて行う一切の行為について、福井労働局職業

安定部及び公共職業安定所は責任を負わない。

- (2) 福井労働局・ハローワーク公式 LINE に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は福井労働局・ハローワーク公式 LINE に関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害について、福井労働局職業安定部及び公共職業安定所は責任を負わない。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は福井労働局職業安定部及び公共職業安定所に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、福井労働局職業安定部及び公共職業安定所に対して著作権等を行使しないことを同意したものとする。
- (4) 上記のほか、福井労働局・ハローワーク公式 LINE に関連して生じた如何なる損害についても福井労働局職業安定部及び公共職業安定所は一切の責任を負わない。

4. 利用者によるコメント等の削除等

下記に該当すると判断したコメント等は、予告なく削除等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、福井労働局若しくは公共職業安定所又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、商業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別を助長するもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 犯罪行為等を誘発又は助長する場合
- (9) 虚偽若しくは事実と異なるもの、単なる風評又は風評を助長させるもの
- (10) 本人の許諾なく個人情報に特定、開示、漏えい等するなどプライバシーを害するもの
- (11) 他の利用者、第三者等になりすますもの
- (12) 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一の内容又は内容が似通っている場合
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現等を含むもの
- (15) LINE 利用規約に反する場合
- (16) 福井労働局職業安定部又は公共職業安定所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (17) 福井労働局職業安定部又は公共職業安定所の発信する内容に関係ないもの
- (18) その他、福井労働局職業安定部又は公共職業安定所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

5. 著作権等

福井労働局・ハローワーク公式 LINE の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為に限って、福井労働局職業安定部及び公共職業安定所に無断で転載等を行うことができる。また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁ずる」等の注記がある場合には、この限りではない。

6. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は福井労働局ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和3年11月1日